

# 平成27年度 神奈川区社協助成金のおてびき



## 目次

1…助成金区分一覧表	3…申込手続きの流れ
4…解説	9…助成金 Q&A
14…科目の説明	15…申込書記入例
17…年間計画書記入例	21…共通シート記入例

<受付・相談窓口>

神奈川区社会福祉協議会

横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川内

電話：045（311）2014 FAX：045（313）2420

# 申込みにあたって

～窓口へ提出する前に、今一度ご確認下さい～

## 1. 様式について

- 修正テープ・修正液での訂正はしていませんか？（訂正印のみ有効です）  
※団体代表者もしくは申込書持参者の印をご持参ください。
- 控えのコピーが取ってありますか？（必ずコピーを取って下さい）

## 2. 内容について

### （申込書）

- 申請日の欄に提出日の日付が記入してありますか？
- 繰越金が収入合計の25%以内ですか？
- 自主財源（前年度繰越金や積立金を除いた額）が収入合計の20%以上ありますか？
- 内訳、算出根拠が記入されていますか？
- 助成対象経費小計が申請額を超えていますか？（16ページ収支予算書）
- 年度事業計画書の参加人数の記入方法が申請区分に合っていますか？  
（12ページ Q3参照）
- 助成条件（回数・人数）を満たしていますか？
- 食材費等は助成対象外の欄に記入してありますか？  
（6ページの5、14ページ参照）
- 記入漏れ・計算間違いはありませんか？
- 会員の場合、申請額に1万円がプラスすることができます。（13ページ参照）

## 3. 会費について（本会の会員のみ）

- 26年度の区社協会費は納入していますか？

平成27年度神奈川区社協助成金 助成区分

1 区社協助成金 A, B, C区分【財源は市社協助成金と区社協財源（共同募金配分、善意銀行配分）です】

区分	助成対象事業	助成条件等	申請限度額	申請時期	備考	平成27年度 財源（予算）				
						市社協	区共同募金	区善意銀行	合計	
区社協助成金区分	A区分 市民参加による地域福祉推進事業助成	A-① 障害児者、高齢者に対する地域福祉推進事業のうち次の事業 会食、配食などの食事サービス	1 実施回数年36回以上、月平均10人以上利用	23万円	2月12日～3月6日	※F-③区分の助成を受けられる会員団体が、A区分、B区分、C区分の申請を行った場合は、助成決定額にF-③区分の助成額を加算します。  ※A区分の事業には、施設ボランティア活動（福祉施設、地域活動ホーム、作業所、グループホーム等の利用者のみを対象とする事業）を除きます。（C区分となります。）  ※A区分の事業では対象者の事前登録などをしない事業とします。  ※A-⑤区分の事業には、学習・交流・啓発を目的としたボランティア間のサークル活動は含みません。→C区分  ※B-①区分の事業には親や家族のみで当事者の方々が含まれない事業は該当しません。  ※B-②区分の事業では、宿泊事業は市外での活動も可能です。日帰り事業は市内又は市外での活動が可能です。福祉バスとの重複利用はできません。  ※C区分にはチャリティイベントなどの収益事業は除外します。	398万円	376万円	45万円	約820万円
			2 実施回数年10回以上、月平均10人以上利用	13万円						
			3 実施回数年10回以上、月平均5人以上利用	7万円						
		A-② 障害児者、高齢者に対する地域福祉推進事業のうち次の事業 デイサービス、サロン、ホームヘルプ、家事援助、送迎フリースペース、相談事業など	1 実施回数年36回以上、月平均10人以上利用	20万円						
			2 実施回数年10回以上、月平均5人以上利用	7万円						
	A-③ 障害児者、高齢者に対する地域福祉推進事業のうち次の事業 身近な地域でのお茶のみ会、カフェサービス	1 実施回数年10回以上、月平均10人以上利用	5万円							
		2 実施回数年10回以上、月平均5人以上利用	3万円							
	A-④ 子育て中の親（親子）に対する地域福祉推進事業のうち次の事業 すくすく子がめ隊、子育てサロン、プレイパーク	1 実施回数年36回以上、月平均10人以上利用	15万円							
		2 実施回数年10回以上、月平均5人以上利用	5万円							
	A-⑤ 視覚障害者や聴覚障害者への技術を要する直接支援事業 音声訳、点訳、拡大写本、誘導など	実施回数、利用者数 制限なし	6万円							
	B区分 障害当事者等活動助成	B-① 障害児者及びその家族が行う障害児者の自立支援並びに社会参加のための事業  訓練会・青年学級・趣味・スポーツ・研修・作業実習 中途障害者リハビリ教室など	1 実施回数年24回以上、当事者参加10人以上	20万円						
			2 実施回数年10回以上、当事者参加10人以上	10万円						
	3 実施回数年10回以上、当事者参加5人以上		7万円							
	B-② 障害当事者やその家族などによる宿泊、日帰りハイク事業	当事者参加 5人以上	5万円							
	C区分 福祉のまちづくり活動助成 （誰もが安心して暮らしていけるまちづくりを市民参加型で行う事業）	C-① A区分、B区分に属さない活動で概ね年10回以上、1回の参加者5人以上の通年事業 手話サークル、施設ボランティア、布のおもちゃ絵本、パソコンボランティア、読み聞かせ、プレイパークなどの通年活動	実施回数概ね年10回以上、1回の参加者5人以上	3万円						
1回の参加者5人以上			2万円							
C-③ 福祉まつり、講演会、研修会などの単発事業 （旧共同募金単発事業助成）		1回の参加者20人～100人 （障害児者及びその家族を対象とする場合は1回の参加者5人以上） 101人～300人 301人～500人 501人～700人 701人以上	3万円 5万円 7万円 9万円 11万円							



平成27年度神奈川区社協助成金 助成区分

2 区社協助成金 D, E, F区分【財源は区社協独自財源（原則として善意銀行配分）です】

区分	助成対象事業など	助成条件等	申請限度額	申請時期	備考	平成27年度 財源（予算）				
						市社協	区共同募金	区善意銀行	合計	
区社協単独助成区分	D区分 市民参加による地域福祉推進事業の 立上げ助成	事業の立上げ助成金  A区分、B区分、C区分に当てはまる通年事業を立ち上げる場合（当該年度内）  会食・配食・デイサービス・サロン・ホームヘルプ・家事援助 送迎・フリースペース・相談事業 身近な地域でのお茶のみ会、カフェサービス、プレイパーク 障害児者のための事業など	立上げに必要な初度調弁費などの助成 ※ 区すくすくかめっ子事業補助金決定団体への区社協からの助成は平成25年度から廃止したため、申請できません ※ 事業の継続性の見込みが確認できない場合は一定期間活動が経過してから助成を決定することがあります	5万円	随時	※横浜市の事業として協定を結んだ事業、元気づくりステーション事業は助成対象外です。 介護予防、健康体操、子育てサロンなどの活動は、特定の方のみで継続される自助活動は助成対象外です。 ※メンバーを固定せず、支援する第三者が主体となっている事業が対象です			125万円	125万円
	E区分 先駆的事業助成	地域の高齢者、障害児者、子育て中の親（親子）が抱える課題を解決するために実施する事業など（例示） 認知症高齢者を支える事業、障害児者の生活支援事業、子育て中の親子支援事業など	年度末までに具体的な効果、成果が期待できるものに助成内容によっては、助成金審査委員会等でのプレゼンテーションを行っていただくことがあります ※地区ボランティアセンター助成金は平成27年度よりこの区分ではなく、区社協法人運営費で支出するため、助成区分から除外します。	それぞれの事業に応じて審査しますのでご相談ください。	随時					
	F区分 臨時的助成	F-① 特別記念事業助成（周年記念事業助成）  F-② 子育て支援団体への備品等更新助成  F-③ 会員団体助成	団体の周年記念に当たり地域に向けて団体の活動を広くPRするために実施する事業 対象は、地区社協（3種）障害者団体・施設（5種）ボランティア団体（6種）区福祉団体（7種の一部）の会員団体  過去に「すくすくかめっ子事業補助金」を受けて整備した備品等を更新する必要が生じた子育て支援団体  区社協会員団体の事業を支援するため助成 対象は、障害者団体・施設（5種）ボランティア団体（6種）区福祉関係団体（7種の一部）の会員団体です	同じ団体には、概ね10年に1回程度、助成します。助成対象経費は、記念冊子の作成、記念講演会経費などです。パーティー等の飲食や参加者への記念品に係る経費は助成対象外です。  設立後、10年以上経過した団体が申請できます。平成27年度は助成件数は10件以内とします。 ※平成25年度及び平成26年度にこの助成を受けた団体は申請できません。  会員期間が毎年、5月時点で概ね1年を経過し、会費を納入している団体に助成します。 ※ 該当する団体が、その年の区社協助成金A区分、B区分、C区分を申請した場合は、決定した助成金に加算して助成します。	5万円  5万円  1万円	随時  2月12日～3月6日  6月頃				



## 申込手続きの流れ

受付

神奈川県社会福祉協議会にて受付（A～C、F-②③区分）  
※上記以外の区分については随時受付しておりますので  
ご相談ください。

※ 神奈川県内で活動している団体の受付

受付期間

平成27年2月12日（木）～ 3月6日（金）

◆ 受付日時 / 区社協：月～土（日・祝日を除く） 9:00 ～ 17:00

審査

助成金審査委員会を開催し、申込内容について審査します。  
（平成27年3月25日（水）に開催する予定です）

決定通知

助成の可否については、事務局（神奈川県社会福祉協議会）  
から、4月下旬に各団体あてに通知します。

請求書の返送

決定通知に同封する「請求書」に必要事項を記入の上、預  
金通帳のコピー（口座番号・口座名義を確認できる部分）  
と一緒に5月末までに事務局に提出して下さい。

助成金の振込

6月末を目安に、指定の金融機関口座に振込を行います。

※ 事務局からは、振込完了の通知は行いません。

振込先の通帳はできる限り団体名のあるものをお願いします。

活動実施

助成を受けた活動を予定どおり実施して下さい。  
やむを得ぬ事情により、内容に変更が生じた場合は、  
速やかに、事務局までご連絡下さい。

活動報告

事業年度終了後約1ヶ月後（平成28年4月末日）までに、  
完了報告書を提出してください。

完了報告書の用紙は、決定通知に同封します。

※ 単発事業を除き、年度途中での提出はできません。

# 平成27年度 神奈川区社協助成金 解 説

神奈川区社協助成金は、より豊かな市民社会の実現のために、市民の自発性のもと、神奈川区もしくは横浜市内で行われる非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業の支援を目的として実施します。

## 1. 助成対象団体

- ① 原則として神奈川区内に活動拠点を置き、神奈川区もしくは横浜市の地域福祉推進のために事業を行う市民活動団体（神奈川区老人クラブ連合会・更生保護団体も含まれます）
  - ② 原則として神奈川区内に活動拠点を置き、神奈川区もしくは横浜市の障害福祉推進のために事業を行う障害当事者及び家族団体（社会福祉施設、地域作業所は、対象となりません）
- ◆ 代表者宅、団体事務所が区外であっても、事業の対象地域が区内もしくは市内であれば対象となります。
  - ◆ 単一家族で構成される団体は対象外とします。
  - ◆ 法人は、特定非営利活動法人（一般・認定・指定）もしくは一般・公益社団法人を対象とします。ただし、一般・公益社団法人は作業所・グループホームを運営している団体に限ります。社会福祉法人は不可。
  - ◆ 代表者・連絡担当者・会計担当者は必ず団体のメンバーでなければなりません。

## 2. 助成対象事業

- ① 複数の横浜市民を対象とする、神奈川区内もしくは市内で行う事業  
※障害当事者が行う宿泊事業については、市外も対象とします。また日帰りハイク事業については、市内及び市外を対象とします。  
※特定個人のみを対象とした事業は申込ができません。
- ② 無償でサービスを提供していること
- ③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としない事業
- ④ 政治上の主義を推進することを目的としない事業
- ⑤ 公的サービス事業と重複しない事業  
※公的サービスとは、介護保険指定事業、介護保険基準該当サービス事業、障害者自立支援法に基づくサービス、一般行政サービス（在宅生活支援ホームヘルプ事業、自立支援ホームヘルプ事業、介護予防型デイサービス事業、高齢者・障害者食事サービス事業等）、横浜市からの補助委託（横浜市市民活動推進基金、ヨコハマ市民まち普請事業、親と子のつどいの広場事業等）、横浜市の事業として協定を結んだ事業（元気づくりステーション事業等）、区づくり推進事業（かながわ地域支援補助金等）  
※公的サービス事業を実施している団体で、公的サービス事業対象者以外の方へ同様のサービスを提供している場合も対象とはなりません。
- ⑥ 神奈川区社会福祉協議会（以下「区社協」という）及び横浜市社会福祉協議会（以下「市社協」という）からの補助委託（在宅障害児者家庭援護事業、障害者福祉団体活動支援事業）を受けていない事業。



- ⑦ 横浜市社会福祉協議会善意銀行の配分を受けていない事業。
- ⑧ 市社協 福祉バスを利用しない事業
- ⑨ 他区のよこはまふれあい助成金を財源とした助成金をを受けていない事業。
- ⑩ 神奈川県共同募金会から直接助成を受けていない事業。
- ⑪ 送迎活動を行う団体については、道路運送法第79条に基づく登録を受けていること、または無償でサービスを提供していること
- ⑫ 安定した団体運営と事業の継続性の観点から、収入合計から前年度繰越金・積立金を除いた額の20%を超える自主財源を確保していること（自主財源とは、団体構成員の会費、サービス利用者の利用料、バザーなどの収益金、他の民間助成金など、神奈川県社協助成金以外からの財源のことをいいます。）
- ◆ 会議、役員会、打合せ会、特定の目的のために資金を集める事業（バザーやチャリティーコンサート、募金など）は対象外とします。
- ◆ 親子サークルや老人クラブ、趣味のサークル等が行う「主に自助を目的とする事業（自主事業）」は対象外とします。（ただし、障害当事者の自主事業は対象とします。）
  - ※自助を目的とする事業（自主事業）とは、当事者のみで行われている団体活動（支援する第三者が主体となっていない事業）のことをいいます。
- ◆ サロン事業とは、開催する場所が占有できる場所であることとします。

### 3. 今回申請できる助成区分

助成区分一覧のとおり、A～C、F-②③区分になります。

※上記以外の区分については、通年での申請が可能です。申請をご検討されている団体は、事務局にご相談ください。

### 4. 助成の制限

- ① 申込は原則として1団体1事業とします。ただし、団体で別々の事業の場合は、市社協地域福祉活動計画区分との重複を可とします。（ご相談ください）
  - ※年末たすけあい事業助成との同一事業での重複申請はできません。
  - ※子育て支援活動を行う団体についてはF-②との重複申請が可能です。
- ② 申込書の繰越金が総事業費の25%（小数点第一位を切り上げ）を超えるものは申込できません。
- ③ 以下の項目に1つでも該当する場合は、同一団体とみなし、申込は不可とします。
  - ・利用対象者及び、活動者が概ね半数以上重複すること。
  - ・振込先が同一であること
  - ・同一の区分において、主たる役職者（代表者等）が複数の団体に属している場合（地区社協・障害者団体連合会等の地域あるいは分野の連合組織は除く）
- ④ 前年度からの継続申込団体は、前年度活動実績が助成条件を満たさない場合は、同一区分での申込みが翌年度からできない場合があります。
- ⑤ 年間活動費の予算額以上に、繰越金のある団体については申込不可とします。

- ⑥ 助成額については、申込多数の場合、減額調整することがあります。
- ⑦ 必要に応じて、会員名簿や会計報告などの提出を求めることがあります。
- ⑧ 会費制の団体の場合、利用料について会員と非会員の差が1.5倍を超える場合は、申込不可とします。

## 5. 対象経費

◆助成対象経費は「別表：科目の説明」（P14）のとおりです。

※平成24年度より食材費やパーティー等の飲食代は、対象外経費となります。

◆物品購入費における備品について、永続的に使用する備品等を購入する場合は、収支全体のバランスから、その一部を助成対象外経費とさせていただくことがありますのでご承知ください。

※特にA-④区分子育て中の親に対する地域福祉推進事業では、F-②区分で子育て支援団体への備品等更新助成がありますのでご注意ください。

## 6. 助成条件・申請限度額・助成件数

神奈川県社協助成金区分一覧表（P1）のとおりです。

## 7. 申 込（今回のお申し込みは、A～C・F-②③区分となります）

※郵送による申込はできません。お手数ですが直接窓口でお申込みください。

**【申込期間】平成27年2月12日（木）～3月6日（金）**

- ① 申込は神奈川県社会福祉協議会となります。ただし、以下の場合は、例外とします。
  - ・B-②区分については、通常の活動を行っている区の区社協とします。通常の活動といえる活動を行っていない場合、代表者の居住区の区社協とします。
  - ・会員となっている区社協でも可とします。
- ② 事業の範囲や対象者が複数区にまたがっている場合は、原則として事業の中心・もしくは事務所が所在する区、区社協会員となっている区の区社協に申し込みとなります。
- ③ 申込書を書き損じた場合は、用紙を複写したものでご提出いただいても構いません。また、申込書は神奈川県社協ホームページよりダウンロードできます。

助成金申込書のダウンロードは、このアドレスから！

★ 神奈川県社会福祉協議会ホームページ【<http://www.kanakushakyo.com/>】

- ④ 助成額の少ない区分から多い区分へ変更する場合に、前年度活動実績が、助成額の多い区分の助成条件を満たしていなくても申込できます。
- ⑤ 前年度活動実績が助成条件を満たしていない場合に、前年度助成区分より助成額の少ない区分

の助成条件を満たせば申込できます。

- ⑥ 助成額は助成金総合審査委員会で決定します。結果については文書にて通知します。
- ⑦ 訂正する場合は、修正液は不可です。二重線・印鑑での訂正となりますので印鑑をご持参下さい。
- ⑧ 法人が申請する場合には、申請年度の法人全体の予算書及び前年度決算書を提出して下さい。申請時に確定していない場合は、確定後すみやかに提出して下さい。

## 8. 報 告

- ① 助成を受けた団体は、報告書を**年度終了後、約1か月（平成28年4月末日）**までに  
ご提出下さい。※単発事業を除き、年度途中での報告書の提出はできません。
- ② 報告書は、申込をした区社協に提出してください。
- ③ 報告書は、様式4を提出してください。 **※報告書は決定通知に同封します。**
- ④ 領収書は各団体で年度終了後、5年間は保管しておいて下さい。また、10万円以上の助成を受けた団体は、申請事業における助成対象内経費の領収書の写しを**必ず**ご提出ください。
- ⑤ 社協が事業実施状況の確認を求めた際には応じていただきます。
- ⑥ 活動地域や代表者の変更などにより、申込受付区社協が前年度と異なる場合であっても、必ず  
神奈川区社協に報告書を提出してください。
- ⑦ 実際に事業を実施したことがわかるチラシ、写真等を提出してください。  
特に、単発事業の場合は事業の様子がわかる写真、旅行などの場合は、全員が写っている集合  
写真をコピーでも良いので提出して下さい。

## 9. 助成の取消・返還

次の場合、事業開始後であっても助成決定の取り消し、また助成金が既に交付されている場合は返還していただきます。

- ① 助成条件をはじめ各要件を充たしていない場合
- ② 虚偽の申込により助成を受けた場合
- ③ 団体の都合により事業継続が不可能となった場合
- ④ 助成決定後の事業について、許可なく変更等を行った場合
- ⑤ 事業が助成金の趣旨と異なる場合（営利目的等）
- ⑥ 公的サービス事業や横浜市または市社協、区社協の補助・委託事業等との重複があった場合
- ⑦ 市社協 福祉バスの利用と申込事業が重複した場合
- ⑧ 実施事業が申込内容と著しく異なっている場合

## 10. 個人情報の取り扱い

- ① ご提出いただいた書類の団体の概要につきましては、市民活動推進条例に準じて、情報の公開をいたします。情報公開を求められた際には、共通シートの★印の箇所について開示いたします。
- ② 神奈川区社協に提出された申込団体共通シートは、複数区にわたって同内容の申請がされてい

ないか確認のため、横浜市ボランティアセンターにも送付されます。

- ③ 情報公開について「可」とした個人情報については、公開を求められた際には開示いたします。調査依頼やダイレクトメールなどが送付される可能性もありますのでご了承ください。なお、情報公開の可否に関わらず、助成申込団体へは区社協及び横浜市ボランティアセンター主催の講座、イベント等の案内をさせていただくことがありますのでご了承ください。
- ④ 事務局から各団体への連絡（助成決定の可否・その他連絡）は、原則として、申込団体共通シートに記載してある連絡担当者（代表者と同一の場合も含む）へ行います。助成決定以降、担当者等を変更される場合には、必ず事務局まで文書にてご連絡をお願いします。
- ⑤ 申込団体共通シートに記載された、団体名・活動内容・活動日等、個人情報に該当しない、各活動団体の情報につきましては、神奈川区社会福祉協議会の事業などに活用させていただくことがございます。

## 11. 助成財源

本助成金は、①横浜市社協基金（よこはまあいあい基金、障害者年記念基金）、②横浜市社協善意銀行、③神奈川区共同募金配分金 ④神奈川区社協善意銀行 を財源としております。  
※よこはまあいあい基金・障害者年記念基金は寄付金・横浜市補助金を原資として構成されています。

## 12. 共同募金運動への協力

助成を受けた団体は、10月1日から実施される赤い羽根の共同募金街頭募金運動へのご協力と、共同募金の受配を事業等で示すようにご協力をお願いします。

# 助成金 Q & A

## ☆申込区分について☆

- Q 1 : 私たちの団体は、高齢者を対象としたボランティアグループです。毎月 1 回定期的に食事会をしています。その活動以外に、年に 1 回地域住民向けにクリスマス会を開催しています。この場合、A 区分と C 区分を重複して申請は、できますか？
- A 1 : できません。1 団体 1 事業の助成となります。どちらかの区分に申請してください。
- Q 2 : 依頼があったらなんでも対応して活動する男性ボランティアグループで、主には施設でのイベントボランティアや、高齢者世帯への訪問などを行っています。どの区分に申し込んだらいいですか？
- A 2 : 「施設でのイベントボランティア」は C 区分、「高齢者世帯への訪問」は A 区分に該当します。活動回数や利用者人数を合算することはできませんので、どちらかの区分に申請してください。
- Q 3 : 私ひとりで自宅を開放し、地域の高齢者と「お茶のみ会」を開くつもりですが、助成の対象となりますか？
- A 3 : この助成金は「市民活動団体」を支援するためのものなので、個人の活動は助成対象になりません。また、一家族だけで構成している団体も対象外です。
- Q 4 : 月に 1 度、20 人ほどで会食会をしています。会場までいच्छゃれない方が毎回 4、5 人いるので、作ったお弁当の配食もしています。利用者人数はどのように記入したら良いでしょうか？
- A 4 : この場合、会場に来てくださる方には「会食会事業」、来られなかった方には「配食事業」のふたつの事業を実施していると考えます。利用者の数が多い「会食会」で A-② に申し込みをし、会食会に参加される利用者の人数のみを記入してください。
- Q 5 : 月に 2 回の配食活動を行っていましたが、ご要望が多いため、今年は月に 3 回実施します。昨年度までは A-①-2 区分で助成金をもらっていましたが、今年は A-①-1 区分の助成条件を満たすので、申込みたいのですが？
- A 5 : 昨年度の実績が A-①-2 区分の実績を満たし、かつ今年度の計画で A-①-1 の条件を満たしていれば申込みすることができます。ただし、最終的に何らかの事情で A-①-1 の条件を満たすことが出来なかった場合は、返還の対象となります。
- Q 6 : 現在の予定としては B-① 区分の条件を満たしているのですが、メンバーが体調を崩して欠席する可能性があり、報告では条件を満たすことが出来ないかもしれないのです。そういった事情は考慮してもらえるのですか？
- A 6 : 活動内容や対象者によっては、欠席や中止などやむを得ない事情が生じることがあると思いますが、原則的には実績の数で判断をし、条件に満たない場合は返還の対象となります。それぞれの団体の活動の中で、起こりうる事情を考慮したうえで次年度の見込みをたて、申込をしてください。
- Q 7 : 区役所が主催した講座終了後、受講修了者で介護予防のサークルを作りました。週 1 回メンバーで集まって活動していますが、助成対象になりますか？

A 7 : 友達同士や仲間うちのサークル活動は助成対象にはなりません。ただし、メンバーの方が支援者となり、地域の方を対象に健康体操講座などを開催するのであれば、C-①かC-②区分でのお申込が可能です。

Q 8 : 私たちは、すくすく子がめ隊の活動をしています。年間11回開催し、毎月平均25人参加者がいます。その場合、A-④-2区分での申請ができますか？

A 8 : できます。

Q 9 : 高齢者30人を対象とした毎月3回の事業を行っていますが、内容は食事会が毎月1回、デイサービスが毎月2回です。A区分のどちらで申請をすればよいでしょうか。

A 9 : 事業の実施回数が年36回以上、月平均10人以上利用のデイサービスと考えられますので、A-②-1区分での申請となります。

Q 10 : A区分①から④までの事業は、実施回数が年10回以上となっていますが、年10回未満の活動でも助成が受けられるのでしょうか。

A 10 : 年間の中で、定期的に行われている事業で支援する第三者が主体となって今後も継続的に行われる事業であれば、C-②区分での申請が可能となる場合がありますので、ご相談ください。

Q 11 : 高齢者10人を対象とした福祉に関する研修会を年4回開催していますが、どの区分で申請が可能でしょうか。

A 11 : C - ③区分は、障害児者およびその家族以外を対象とする場合は、1回の参加者は20人以上でないと申請できませんので、この場合はC - ②区分での申請となります。

Q 12 : すくすく子がめ隊を新たに立ち上げようと思っていますが、区役所の補助金申請をすると同時にA - ④区分の申請はできますか。

A 12 : 同一年度内に立上げる場合は申請できません。前年度に立ち上げ、翌年度の事業について申請する場合は、事業の申請内容によって可能な場合がありますのでご相談ください。

## ☆助成対象事業・経費等について☆

Q 1 : 区社協から年末たすけあい募金配分の単発事業助成金をもらっています。重複して申請することはできますか？

A 1 : 年末たすけあいからの助成金を受けた同一事業での申請はできません。ただし、通年活動の中に単発行事としてのクリスマス会などが含まれて計画されていなければ通年活動として申請できます。また、C-③区分で助成を受けた事業以外であれば、年末たすけあい募金事業配分として申請できます。ただし、平成27年度よりボランティア団体でA区分を申請した団体が、計画外に単発行事を年末たすけあい募金配分として申請する場合は通年事業の一環とみなし、年末たすけあい募金事業配分の基準の80%申請となりますのでご注意ください。

Q 2 : 繰越金は助成額の25%以内とありますが、私たちの団体は平成26年度の決算額では25%を超える余剰金が出てしまいます。これは返還となるのでしょうか？

A 2 : 報告書での繰越金は、助成対象経費外の「前年度繰越金」の欄に記入していただきますが、報告書の中では25%を超えていても構いません。しかし、27年度の予算額の中で越えている場合は、助成の対象となりません。繰越金を収入総額の25%までとしているのは、27年度の助成金の振込みが6月下旬からとなるため、27年度4月から6月までの3か月分の活動を補う意味があるためです。

Q3：総事業費20%を超える自主財源が必要ということですが、総事業費は前年度繰越金や積立金を含めた金額で申請できますか。

A3：できません。平成27年度より収入合計から繰越金と積立金を除いた額の20%を超える自主財源が必要となります。

※例えば、ある活動団体が、年間利用料等の総額が31,000円、前年度繰越金が20,000円の状態  
で事業に必要な総経費251,000円の確保のため、区社協助成金から200,000円助成を受けよう  
として予算書を作成した場合、平成27年度より繰越金と積立金を除いた231,000円を自主財源  
と考えるため、自主財源比率が20%より低くなり、助成不可となります。この場合、利用料・  
会費・その他助成金を51,000円に増額するなどの必要があります。

〈平成26年度以前の考え方〉

収入	区社協助成金	200,000
	利用料・会費 ・その他助成金	31,000
	その他（積立金）	0
	前年度繰越金	20,000
	収入合計	251,000
	前年度繰越金の割合 (収入合計の25%以内)	8%
自主財源率	20.3%	
<b>助成可</b>		



〈平成27年度以降の考え方〉

収入	対象 経費	区社協助成金	200,000
		利用料・会費 ・その他助成金	31,000
	小計		231,000
	対象外 経費	積立金 前年度繰越金	0 20,000
収入合計		251,000	
前年度繰越金の割合 (収入合計の25%以内)		8%	
自主財源率		13.4%	
<b>助成不可</b>			

Q4：デイサロンで使うキーボード購入のため、経費を少しずつ積立っておきたいのですが？

A4：積立金は5年以内とし、積立年数と目的を助成対象経費外の「積立金」の欄に明記してください。

Q5：福祉バスを利用する宿泊事業を考えております。今年は申し込めますか？

A5：福祉バスを利用できることになった場合は、助成金と「バス」という重複の助成になってしまうため、福祉バスを使用する事業については対象になりませんのでご承知おきください。

Q6：日帰りハイクで行く美術館の入場料や駐車場代はこの予算にいれたらいいのでしょうか？  
また、事前に下見として現地に行った場合の交通費は、助成対象になりますか？

A6：美術館は、入場券を購入するので、「物品購入費」に入れてください。  
駐車場代は「車両経費」となります。事前に下見に行った経費は、対象外経費となります。

Q7：平成27年度中に（これから）ボランティア活動を始めようと考えています。助成の対象になりますか？

A7：神奈川区社協助成金D区分の立ち上げ助成に申請してください。

Q8：私たちは、障害者を対象としている活動をしています。クリスマス会でケーキを食べました。助成金対象経費として申請できますか？

A8：できません。飲食に関する費用は、対象外経費となります。

Q9：F-①区分の特別記念事業助成（周年記念事業助成）で、助成金を参加者とのパーティ等の飲食や参加者への記念品に係る経費の一部に充てることはできますか。

A9：できません。団体の活動を広くPRするための冊子や講演会などの経費に充ててください。

## ☆申込書・共通シートの書き方☆

Q 1 : 私たちの会はケアプラザを会場にしているため、連絡先はケアプラザにしています。個人宅を連絡先にはしたくないので、連絡担当者は、ケアプラザの職員の方でもいいですか？

A 1 : 代表者、連絡担当者、さらに振込先名義人については、会のメンバーであることが必須です。事務局より問い合わせをするために連絡先を記入していただいております。個人宅の公開を希望しない場合は、申込団体共通シートの中で「否」の欄に○をつけてください。

Q 2 : 私たちの活動は、依頼による訪問活動なのですが、実施計画はどのように記入すればいいですか？

A 2 : 前年度の実績などをふまえて、今年度のおおよその予定数を記入してください。助成条件にも大きく関わるため、指定の書式に必ず記入をお願いします。

Q 3 : 申込書の年間事業計画書の「参加人数」の書き方がよくわかりません。

A 3 : A-①、②、③、④、⑤区分について

各月ごとに、1か月にサービスを利用した人数を記入してください。その際、同じ人が月に5回利用しても「1人」。5人の方が1回ずつ利用した場合は、「5人」とします。またサービス利用者の月平均は

**月ごとの利用者実数の合計÷12か月＝月平均の利用者数**

(小数点以下 第1位四捨五入し、整数で記入)

B-①、②区分については

各月に、1か月に参加した当事者の延べ人数を記入してください。

同じ人が月に5回参加した場合は「5人」。ただし、家族やボランティアはその人数に含まれません。

**月ごとの延べ参加当事者人数合計÷実施回数＝1回あたりの参加者数**

(小数点以下 第1位四捨五入し、整数で記入)

\* 詳細は記入見本をご覧ください

C-①、②、③区分については

各月毎、その月に参加した参加者の延べ人数を記入してください。

当事者・家族・ボランティアなど、参加したすべての人数が含まれます。

**月ごとの参加者延べ人数の合計÷実施回数＝1回あたりの参加者数**

(小数点以下 第1位四捨五入し、整数で記入)



## ☆ その他 ☆

Q1：各区分に予算を超える申し込みがあった場合、それぞれの助成額は減ってしまいますか？

A1：予算を超えた場合は、各区分それぞれで割戻しを行い申込額から減額となります。

Q2：区社協の会員になろうと思います。その場合、F-③区分の会員団体助成は受けられますか。

A2：前年の5月の理事会で会員の入会が承認されてから概ね1年を経過している団体（会費を納入している団体）について、助成をします。

### ☆区社協正会員について☆

高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの種別を超えて、幅広い組織・団体、そして区民の方々が会員として社協の事業に参画しています。

会員は他の団体と情報交換をしたり、ネットワークを作りながら神奈川区の福祉のまちづくりに参加しています。

◆年会費は5,000円です。（社会福祉施設は10,000円）

◆入会には理事会の承認が必要となります。

（申込後すぐに会員となれるわけではありません）

◆正会員になると？

・助成金の中に会員待遇枠（2ページF-③会員団体助成の枠）があり、上限金額に1万円上乗せして申し込むことができます。

・分科会に参加し、情報交換ができるのと同時に、構成員として社協事業に参画できます。

・区社協広報紙やホームページに優先的に記事・情報掲載ができます。

## 科目の説明と対象経費・対象外経費

収入	<b>神奈川区社協助成金</b>		神奈川区社協助成金申込額
	自主財源 (総事業費の20%を超える事)	<b>サービス利用者の利用料 障害当事者の会費</b>	サービス利用料、障害当事者の会費、利用会員が支払う入会金、年・月会費等
		<b>担い手・ボランティアの会費等</b>	担い手・ボランティアが支払う入会金、年・月会費、賛助金等
		<b>他からの助成金・補助金</b>	本助成金以外の助成金・補助金
		<b>その他</b>	上記以外の収入（寄付金・バザーの収益金等）
	その他	<b>前年度繰越金</b>	前年度からの繰越金（ただし、総収入合計の25%以内） ※小数点第1位を切り上げ（前年度繰越金÷収入合計×100）
<b>前年度積立金</b>		積立金については事業実施にあたって必要不可欠な物等を購入する場合に認める。ただし5年間を上限として、何のための積立金かを申込書に明記する	
支出	助成対象経費	<b>コーディネーター人件費</b>	・事業に関するコーディネーターを行う者の人件費
		<b>専有の拠点整備と改修費</b>	・専有の活動拠点の建築、改修工事費等
		<b>活動費</b>	・活動に関わる交通費、ボランティア謝礼、スタッフ人件費等
		<b>活動場所の維持費</b>	・活動場所の家賃、借り上げ料、施設利用料・活動場所の光熱水費・専有の活動拠点取得に関わる固定資産税（住宅ローン含まず） ※事務所と活動場所が同一住所である場合は、面積按分する。
		<b>物品購入費 (食材費・パーティ等の飲食経費は除く)</b>	・活動に必要な物品の購入経費 ※ただし、任意団体の場合はその帰属について団体間で申し合わせがされていること、一個人に帰属することがないことを確認する
		<b>謝金</b>	・講演会や研修会、シンポジウムなどにおける謝金、訓練会等の技術指導料
		<b>通信運搬費</b>	・郵券代、電話代、インターネット利用料等
		<b>車両経費 (事業に関わる車両に限る)</b>	・ガソリン代、車検・整備費、車の借り上げ料、年間を通した事業における自動車税、駐車場借り上げ料、車両購入費（自動車ローン含まず） ※自動車税、駐車場借上料、車両購入費（自動車ローン含まず）については、団体所有の車両でもっぱら当該事業のために使用する車両に限る ※任意団体の場合は、車両の帰属については、団体間で申し合わせがされていること、個人に帰属する事がないこと。
		<b>保険料</b>	・ボランティア活動保険、在宅福祉サービス総合補償、行事保険等 ※送迎事業における個人所有の自動車保険は除く
		<b>印刷費</b>	・会報、イベントの案内、記念誌、シンポジウムの成果、調査研究の成果の印刷経費
	助成対象外経費	<b>次年度繰越金</b>	・次年度繰越金
		<b>会議費</b>	・打合せの施設利用料、会議に伴う経費
		<b>他団体への会費</b>	・連絡会など他団体へ払う会費
		<b>積立金</b>	・積立金は、5年間以内とし、積立年数と目的を明記すること
<b>食材費・パーティ等の飲食経費</b>		・食事サービス・サロン等で使用する食材・飲み物・調味料等 ・クリスマス会・キャンプ等で購入する食材・飲み物・調味料等 ・レストラン・宿泊先等での食事代等	

事務局使用欄 共通：□収支計算 □繰越金 □自主財源率 □実施回数・人数 会 員：□会費の納入	局長	次長	職員
---	----	----	----

記入例

# 平成27年度 神奈川県社協助成金申込書 A~C・F- ②③区分

社会福祉法人 横浜市神奈川区社会福祉協議会会長 様 平成27年 月 日

ふりがな	〇〇ぐるーぷ			事務局使用欄	
団体名	〇〇グループ				
代表者	ふりがな	かながわ たろう	電話番号	***-****	
	氏名	神奈川 太郎			
	住所	〒***-**** 〇〇市△△△区△△町**-**			
	住所	〒***-**** 〇〇市△△△区▲▲町**-**			
会計責任者	ふりがな	よこはま かなこ	ふりがな	かながわ たろう	
	氏名	横浜 神奈子	氏名	神奈川 太郎	
	住所	〒***-**** 〇〇市△△△区▲▲町**-**			
	電話番号	***-****	電話番号	***-****	
	FAX 番号	***-****	FAX 番号	***-****	

神奈川区社協助成金助成開始 2年目

申込区分	A-②-①区分	助成 申込金額	155,000円
------	---------	------------	----------

助成 申込 事業	<b>A区分 市民参加による地域福祉推進事業</b>	実施回数/利用者数 (以上)		
	<input type="checkbox"/> ①会食 配食	①36回/10人	②10回/10人	③10回/5人
	<input checked="" type="checkbox"/> ②デイサービス サロン ホームヘルプ 家事援助 送迎 フリースペース 相談事業等	①36回/10人	②10回/5人	
	<input type="checkbox"/> ③身近な...でのお...	①10回/10人	②10回/5人	
	<input type="checkbox"/> ④すすく子かめ	①36回/10人	②10回/5人	
	<input type="checkbox"/> ⑤視覚、聴覚障害 (音声訳、点訳、)	実施回数、利用者数 制限なし		
	<b>B区分 障害当事者活動(自立支援、社会参加事業)</b>	実施回数/参加者数 (以上)		
	<input type="checkbox"/> ①訓練会 青年学級 趣味・スポーツ 研修事業 作業実習 中途障害者リハビリ教室など	①24回/10人	②10回/10人	③10回/5人
	<input type="checkbox"/> ②障害者やその家族による宿泊、日帰りハイク事業	当事者参加 5名以上		
	<b>C区分 福祉のまちづくり活動</b>	実施回数/参加者数 (以上)		
<input type="checkbox"/> ①AB区分に属さない活動 (手話サークル 施設ホ... 読み聞かせプレイパー...	概ね10回/5人			
<input type="checkbox"/> ②AB区分、C①の区分	一回の参加者が5人			
<input type="checkbox"/> ③福祉祭り・講演会...	0人 または 5人 (障害児者とその家族)			
<b>F区分 臨時助成</b>	別途基準有			
<input type="checkbox"/> ②「すすくかめっ子補助金」を受けて整備した備品の更新				
<input type="checkbox"/> ③区社協会員団体の事業を支援するための助成				

参加 数	サービス利用者または障害者 12名	担い手やボランティア 5名	その他(家族・講師等) 5名
---------	-------------------	---------------	----------------

■事業の趣旨・目的についてご記入ください。  
 高齢者が地域で孤立することなく、住み慣れた地域で、自分らしく、生き生きと生活することができるようお手伝いしています。

■事業の内容(年間の事業内容を簡潔に。詳しくは別紙「年間事業計画書」にご記入ください。)  
 月曜～土曜日の9:00～17:00、いつでも好きな時に利用できるサロンの運営。また随時ホームヘルプの依頼にも対応しています。

# 収支予算書 【申込事業の収支予算】

記入例

科 目		予 算 額	説 明（内訳・算出根拠）		
収 入	神奈川県社協助成金		200,000	神奈川県社協助成金申込額	
	自主財源	サービス利用者の利用料 障害当事者の会費	574,000	参加料@1,000円×14名×40回 年会費@1,000円×14名	
		担い手・ボランティアの会費等	24,000	年会費@2,000円×12名	
		他からの助成金・補助金	0	町内会助成	
		その他（ ）	9,600		
	<b>小 計</b>		807,600	（小計に対する自主財源の割合：約75%）	
	前年度繰越金		9,310	（収入合計に対する前年度繰越金の割合：2%）	
	積立金		0	（ 年目）	
	<b>収入合計</b>		816,910		
	支 出	コーディネーター 人件費		0	
専有の拠点整備 と改修費		0			
助成対象経費		活動費		480,000	ボランティア謝礼@1,000円×12人×40回
		活動場所の維持費		40,000	会場費@1,000×40回
		物品購入費 <small>（除：食材費・パーティー等飲食経費）</small>		60,000	クリアー消耗品 30,000円 教材 @30,000円
		謝金		40,000	講師謝金@10,000×2回×2人
		通信運搬費		32,400	郵送料@90円×30人×12回
		車両経費		100,000	バス借り上げ代@100,000
		保険料		7,200	ボランティア活動保険@600×12人
		印刷費		10,000	コピー代@10円×1,000枚
		<b>小 計</b>		769,600	助成対象経費総額が申込額を上回ること。
助成対象経費外		次年度繰越金		1,310	
		次年度積立金		10,000	（1年目）目的：CD付カセットデッキ
	その他（会議費）		36,000	茶菓代@300×10人×12ヵ月	
	その他（ ）		0		
<b>支出合計</b>		816,910			

※収入合計と支出合計は同額になります。説明部分は、内訳・算出根拠も必ず詳しくご記入ください。

# 年間事業計画書

## 記入例

### A①区分の例

平成27年4月～平成28年3月の事業予定をご記入ください。

月	日時	会場	内容	参加人数 (サービス利用者数・ 障害当事者数など)	備考	
4	毎月 20回 程度	}	}	12人	25年度実績より予想。	
5	日時は依頼内容によります。			10人		
6	随時受付			15人		
7	月曜～金曜 9:00～ 18:00			高齢者や障害者を対象とした配食事業	10人	
8				5人		
9				10人		
10				13人		
11				12人	延べ人数ではなく、利用者の実数であること。	
12				12人		
1				5人		
2				15人		
3				10人		
合計	240回		129人			
平均	20回		11人			

\*依頼内容に回数や人数が定まらないものであっても、前年度の実績などをふまえて、予定をご記入ください。

\*利用者人数には、担い手となる講師やボランティアは含まれません。(記入は不要です。)

☆月に2回のリハビリ教室。利用登録者は15名。

平成27年4月～平成28年3月の事業予定をご記入ください。

月	日時	会場	内容	参加人数 (サービス利用者数・ 障害当事者数など)	備考
4	15日(水)	〇〇自治会館	・リハビリ体操 ・ちぎり絵 ・水墨画	30人	
	29日(水)				
5	13日(水)	〇〇自治会館	・リハビリ体操 ・グラウンドゴルフ	30人	
	27日(水)				
6	10日(水)	〇〇自治会館 ☆☆小学校	・健康体操 ・グラウンドゴルフで 小学生との交流会	30人	
	24日(水)				
7	15日(水)	〇〇自治会館	・健康体操 ・音楽を楽しむ	30人	
	29日(水)				
8		〇〇自治会館	・健康体操 ・ちぎり絵 ・水墨画	15人	
	26日(水)				
9	16日(水)	〇〇自治会館	・健康体操 ・外出レク説明会	27人	
	30日(水)				
10	14日(水)	集合 ☆☆地域 ケアプラザ	外出 レクリエーション (鎌倉散策)	30人	
	28日(水)				
11	11日(水)	〇〇自治会館	・健康体操 ・年賀状づくり	15人	第4水曜祝日のため休み。
12	16日(水)	〇〇自治会館	・健康体操 ・クリスマス会	15人	年末のため休み
1	13日(水)	〇〇自治会館	・健康体操 ・書道 ・カルタ大会	24人	
	27日(水)				
2	10日(水)	〇〇自治会館	・健康体操 ・豆まき	23人	
	24日(水)				
3	10日(水)	〇〇自治会館	・健康体操	27人	
	24日(水)				
合計	21回		296人÷21回=14.09 小数点以下第1位 四捨五入 整数で表示	296人	
平均				14人	

参加した1ヶ月間の  
当事者のべ人数。

\*参加人数は、当事者のみです。担い手となる講師やボランティアは含まれません。

(記入は不要です)

## 記入例

### 【募金活動の協力について】\*全団体記入

神奈川区社協助成金は神奈川県共同募金会からの配分金を財源の一部に充てています。助成財源を確保するために、共同募金の募金活動にご協力をお願いします。

例) 貴団体イベントでの募金箱の設置(通年)など  
街頭募金(10月上旬)

\*街頭募金をお願いする際は7月下旬に区社協より依頼させていただきます。

(  街頭募金 ) ・ 募金箱設置 ・ 協力不可 )

※いずれかに○印をつけてください。

募金していただいている区民の皆さんへのメッセージ

助成金は高齢者や障害者のためのサロンを運営し、募金していただいた皆様の暮らしやすい地域を実現するため、有効に活用させていただいています。

## 記入例

### 【よこはま健康スタンプラリーへの参加について】

#### \*全団体記入

子どもから大人まで全市民が日常生活の中で楽しみながら健康づくり・介護予防等に取り組むきっかけづくり・継続支援として、よこはま健康スタンプラリーが平成26年11月から始まっています。今回申請した事業はよこはま健康スタンプラリーの対象事業になることができます。ついては、この事業に参加するかしないかを選択して提出してください。

(  参加する      •       参加しない )

※いずれかに○印をつけてください。

#### ※参加する際、お願いしたいこと

- ① 参加に○をした団体には区社協事務局から事業開催前に申込用紙はがきがついたリーフレットを当日参加人数分お渡しします。
- ② スタンプカード（はがき）にあらかじめスタンプを押して参加者にスタンプカードを渡してください。
- ③ 参加者は住所・氏名を記入し、投函してください。  
(景品が当たる抽選は毎年2回行います。)



# 神奈川県社協助成金 申込団体共通シート

※ 市民活動推進条例にもとづき、(★)の内容につきましては情報の公開をさせていただきます。

ふりがな		〇〇ぐるーぷ		助成金申込事業ではなく、 <u>団体全体の概要</u> について知るためのシートです。団体概要についてお書きください。	
団体名(★)		( )法人 〇〇グループ			
法人格		<input type="checkbox"/> 有 (取得 年 月) <input checked="" type="checkbox"/> 無	道路運送法 79条許可	<input type="checkbox"/> 有 (取得 年 月) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
代表者	ふりがな	かながわ たろう		電話番号	***-****
	氏名(★)	神奈川 太郎		FAX 番号	***-****
	住所	〒〇〇〇—〇〇〇〇 △△△市△△△区△△△町〇—〇—〇			
会計責任者	ふりがな	よこはま かなこ	連絡担当者	ふりがな	かながわ たろう
	氏名	横浜 神奈子		氏名	神奈川 太郎
	住所	〒〇〇〇—〇〇〇〇 △△△市△△△区 ▲▲▲町〇—〇—〇		住所	〒〇〇〇—〇〇〇〇 △△△市△△△区 △△△町〇—〇—〇
	電話番号	***-****		電話番号	***-****
	FAX 番号	***-****		FAX 番号	***-****
事務所 ※コーディネート事務等をする場所	住所	〒〇〇〇—〇〇〇〇 △△△市△△△区△△△町〇—〇—〇			
	電話番号	***-****	FAX 番号	***-****	
Eメール(★)	***@***.ne.jp				
URL(★)	http://www.@@@.ne.jp				
活動分野(★)	配食 <u>・ テイサービス</u> (サロン・会食会を含む) ・ <u>・ ホームヘルプ</u> 車による送迎 ・ 点訳 ・ 音声訳 ・ 相談 (カウンセリング) ・ リハビリ ・ 障害児者余暇活動 ・ 訓練会 ・ その他 (				
活動概要(★)	1. サロン事業 高齢者、障害者を問わず、地域の様々な人々がお茶を飲んだりできる「たまり場」を開設しています 2. ホームヘルプ 家事援助や介護等、日常生活にかかわる支援を行っています。				
調査依頼やダイレクトメール、横浜市ボランティアセンター及び区社協主催の講座等の案内の送付をさせていただいても構いませんか。				<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ	

# 神奈川県区社協助成金 申込団体共通シート

※ 市民活動推進条例にもとづき、(★)の内容につきましては情報の公開をいたします。

実施場所	反町ハウス 内		家賃・光熱費等	
			☑有 ・ ☐無	
事業の対象者 (利用の条件等)	<input type="checkbox"/> 高齢者 (条件 ) <input checked="" type="checkbox"/> 障害者 * 障害の種別: * 年齢層: 10歳未満 10~20代 30代~50代 <b>60歳以上</b> <input type="checkbox"/> その他 (条件 )			新規利用者の受入
				☑有 ☐無
活動対象地域	△△△区△△△地区			
介護保険等 指定事業	☐有 ( ) ☑無			
活動日	月~土 (年末年始、夏休みは除く)	時間帯	9:00~17:00	
利用料	サロン @ 200円/1日 ホームヘルプ @ 500円~/1時間 年会費 @1,000円	会費	年会費 3,000円	
体験学習の受入	☑有 ・ ☐無	ボランティアの受入	☑有 ・ ☐無	
他機関との 連携	<input checked="" type="checkbox"/> 区社協会員 <input type="checkbox"/> 区ボランティア分科会 <input type="checkbox"/> 区ボランティア連絡会 <input type="checkbox"/> 神奈川ホームヘルプネットワーク <input type="checkbox"/> ワーカーズコレクティブ連合会 <input type="checkbox"/> 横浜市身体障害者団体連合会 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 地区社協 <input type="checkbox"/> 市民セクターよこはま <input type="checkbox"/> 自治会・町内会 <input type="checkbox"/> 生活協同組合連合会 <input type="checkbox"/> 神奈川在宅福祉サービス事業者協会 <input type="checkbox"/> 横浜市心身障害児者を守る会連盟			
保険の加入	☑加入している ☐加入していない	【加入している保険内容】 ボランティア活動保険 在宅福祉サービス総合補償		
抱えている 課題・問題点	ボランティアの確保に苦労しています。 また資金を集めることにも苦労しています。 利用する方を頑張って増やして、助成金に頼らない運営を目指したいと思います。			